2　1に規定する情報には、適当な場合には、次の情報を含める。
(a)　入国及び一時的な滞在に関する査証、許可その他これらに類する承認の区分
(b)　必要とされる文書及び満たすべき条件
(c)　申請の提出の方法及び提出先の選択肢（領事事務所、オンライン等）
(d)　申請の手数料及び申請を処理するための指標となる期間
(e)　(a)に規定する査証、許可その他これらに類する承認の種類ごとの最長の滞在期間
(f)　利用可能な延長又は更新の条件
(g)　同行する被扶養者に関する規則
(h)　利用可能な審査又は上訴の手続
(i)　自然人の入国及び一時的な滞在に関して一般に適用される関係法令
3　一方の締約国は、1及び2に規定する情報に関し、自国への入国の許可、自国における一時的な滞在の許可及び適用がある場合には自国における就労の許可についての効果的な申請に影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は既存の要件及び手続の変更を、他方の締約国に対して速やかに通報するよう努める。

第八・二十四条　他の節に定める義務

1　この協定は、この節に明示的に規定する場合を除くほか、締約国に対し、その出入国管理に関する措置についていかなる義務も課するものではない。
2　一方の締約国の決定であって、他方の締約国の自然人に対してこの節の規定の範囲内で入国を許可するもの（その許可に基づいて認められる滞在期間を含む。）に影響を及ぼすことなく、
(a)　第八・七条から第八・十一条までに定める義務は、(i)第八・六条の規定及び(ii)第八・十二条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域内の商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす限りにおいて同条の規定に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、他方の締約国の領域内の商用目的の自然人であって、第八・二十一条に定義する設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家の区分に該当するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。
(b)　第八・十五条及び第八・十六条に定める義務は、(i)第八・十四条の規定及び(ii)第八・十八条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域内の商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす限りにおいて同条の規定に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、他方の締約国の領域内の商用目的の自然人であって、次の区分に該当するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。
(i)　第八・二十一条に定義する契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家（附属書八―B附属書Ⅳに掲げる全ての分野に関するもの）
(ii)　第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者であって、附属書八―B附属書Ⅲに定めるところによるもの
(c)　第八・十七条に定める義務は、(i)第八・十四条の規定及び(ii)第八・十八条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域内の商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす限りにおいて同条の規定に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、他方の締約国の領域内の商用目的の自然人であって、次の区分に該当するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。
(i)　第八・二十一条に定義する契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
(ii)　第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者
3　2に規定する義務は、締約国への入国の許可であって、当該締約国又は第三国の自然人に対して与えるものに関する措置については、適用しない。

第八・二十五条　設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家

1　一方の締約国は、附属書八―B附属書Ⅲに定めるところにより、他方の締約国の設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。
2　締約国は、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、特定の分野又は小分野において、1の規定に従って入国を許可する自然人の総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）を採用し、又は維持してはならない。

第八・二十六条　契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

1　一方の締約国は、附属書八―B附属書Ⅳに定めるところにより、他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。
2　一方の締約国は、附属書八―B附属書Ⅳに別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家であって入国が許可されるものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）を採用し、又は維持してはならない。

第八・二十七条　短期の商用訪問者

1　一方の締約国（注）は、附属書八―B附属書Ⅲに定めるところにより、他方の締約国の短期の商用訪問者に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該短期の商用訪問者は、次の条件に従うものとする。
注　英国は、短期の商用訪問者については約束しない。
(a)　一般公衆に対する物品の販売又はサービスの提供に従事しないこと。
(b)　一時的に滞在する一方の締約国内から自己のために報酬を受けないこと。
(c)　一時的に滞在する一方の締約国の領域において企業を設立していない法人と一方の締約国の領域内の消費者との間で締結された契約の枠組みの下でサービスの提供に従事しないこと。ただし、附属書八―B附属書Ⅲに別段の定めがある場合は、この限りでない。
2　各締約国は、附属書八―B附属書Ⅲに別段の定めがある場合を除くほか、就労許可、経済上の需要の考慮その他これらと同様の趣旨の事前承認の手続を要求することなく、短期の商用訪問者の入国を許可する。

第八・二十八条　連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を効果的に実施し、及び運用するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第E節　規制の枠組み

第一款　国内規制

第八・二十九条　適用範囲及び定義

1　この款の規定は、締約国による措置であって、次の事項に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準（注）に関連するものについて適用する。
注　この款の規定は、技術上の基準に関連する措置については、サービスの貿易に影響を及ぼす措置についてのみ適用する。
(a)　第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易
(b)　第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営
(c)　第八・二十四条の規定に従って行われるサービスの提供であって、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの
2　この款の規定は、次に規定する措置による免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準については、適用しない。
(a)　第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない措置であって第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない措置であって第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの
(b)　第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置